

# ⑥危険家屋除却補助



老朽危険空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した解体等費用の一部を補助します。

## 補助対象者

老朽危険空き家（住宅に限る）の所有者等であって、事前申請で「補助対象危険家屋」の認定を受けた者

## 対象空き家

公道等に接する築23年以上の木造の空き家（住宅）で、市の定める危険度判定基準で100点以上のもの等

## 補助額等

老朽危険空き家を解体等する費用  
(補助限度額:30万円, 補助率 3/10)

## 提出書類

### 補助申請時 事業実施前

- ① 交付申請書
- ② 解体費等の見積書(明細を含む。写し)等
- ③ 空き家の現在の所有者が確認できるもの  
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④ 工事計画書
- ⑤ 工事請負誓約書の写し
- ⑤ 解体工事業等の許可証の写し
- ⑥ 建築リサイクル届出書の写し  
(建設リサイクル法届出工事の場合)
- ⑦ 市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑧ その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

### 実績報告時 事業完了後

- ① 事業実績書
- ② 解体費等の領収書(写し)
- ③ 空き家の除却前・中・後の写真
- ④ 再資源化等報告書の写し  
(建設リサイクル法届出工事の場合)

## 条件

江田島市に登録された空き家（住宅）で、  
半分以上を居住用に使用していたこと  
市内事業者で解体を行う者

## 注意点

事前に危険家屋認定申請書等を提出し、市職員による現地調査を受け、「補助対象危険家屋」の認定を受けること  
申請前に都市整備課に相談すること  
補助金利用は、11月末までに申請し、翌年の3月10日までに完了すること  
交付決定後に、申請内容や補助金額を変更するときは、事業計画変更承認申請書の提出が必要になります

空き家除却支援補助との併給は不可

お問い合わせ先 江田島市土木建築部  
都市整備課 TEL0823-43-1647